十八　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第十一条第一項第四号ヌ及び第五十七条の三十一の十一第十八号において同じ。）が存在する場合　当該組合が法第十一条の七第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第十一条第一項第四号ヌ(1)及び第五十七条の三十一の十一第十八号において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　［略］

十九　［略］

［項を削る。］

（特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第十条の二十七　特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条（第一項第四号を除く。）及び第五十七条の三十一の十五第一項第四号において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十一　略］

［項を削る。］

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十条の二十八　契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　一の特定貯金等契約の締結について、当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者が法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該利用者に対し第五十七条の三十一の十四第一項に規定する契約締結時交付書面を交付している場合

［2～4　略］

（金銭債権等と貯金等との誤認防止）

第十二条　［略］

2　［略］

3　組合は、その事務所において、第一項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号から第三号までに掲げる事項を当該事務所内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

十八　［同上］

イ　指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この号、第十一条第一項第四号ヌ及び第五十七条の三十一の十一第一項第十八号において同じ。）が存在する場合　当該組合が法第十一条の七第一項第一号に定める手続実施基本契約（法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下このイ、第十一条第一項第四号ヌ(1)及び第五十七条の三十一の十一第一項第十八号において同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ　［同上］

十九　［同上］

2　一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合は、前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

（特定貯金等契約に関する契約締結時交付書面の記載事項）

第十条の二十七　特定貯金等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次項及び次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十一　同上］

2　一の特定貯金等契約の締結について組合及び特定信用事業代理業者が法第十一条の五及び第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定により利用者に対し同項に規定する書面を交付しなければならない場合において、当該特定信用事業代理業者が当該書面を交付したときは、当該組合は、前項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項第二号から第七号までに掲げる事項を記載することを要しない。

（特定貯金等契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十条の二十八　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

［2～4　同上］

（金銭債権等と貯金等との誤認防止）

第十二条　［同上］

2　［同上］

3　組合は、その事務所において、第一項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、特定の窓口において取り扱うとともに、前項第一号から第三号までに掲げる事項を利用者の目につきやすいように当該窓口に掲示しなければならない。